

市有地の管理に関する審議会会議概要

1 開催日時

平成 28 年 6 月 16 日（木） 午後 4 時～午後 5 時

2 開催場所

成田市花崎町 760 番地
成田市役所 3 階 第 2 応接室

3 出席者

(委員)

中谷委員、作田委員、宮野委員、喜久川委員、菊地委員

(事務局)

宮田総務部長、町田管財課長、菅井管財係長、木下国家戦略特区推進課長及び
小竹国家戦略特区推進係長

4 議題

(1) 会長の選出について

(2) 市有財産（土地）の無償貸付について

【内容】

1. 貸し付ける土地

成田市畑ヶ田地蔵谷津 8 4 5 番 外 2 9 筆

1 3 4, 4 3 8. 6 4 m²

2. 貸し付ける相手方

栃木県大田原市北金丸字上ノ原 2 6 0 0 番 1

学校法人国際医療福祉大学

理事長 高 木 邦 格

3. 転貸する相手方

成田市公津の杜 4 丁目 3 番地

一般社団法人成田国際医療都市機構

代表理事 渡 邊 勝 彦

4. 貸付期間

平成 2 8 年 7 月 1 日から平成 5 9 年 3 月 3 1 日まで

5. 提案内容

学校法人国際医療福祉大学が、医学部の新設にあたり必須の附属施設

である附属病院などを設置するため、本市所有の土地の無償借用を要望。併せて、当該地の一部を附属病院の建設のため、一般社団法人成田国際医療都市機構に転貸することを希望している。

5 議事（要旨）

諮問第一号「市有財産（土地）の無償貸付」について、その内容について事務局から説明を行い審議した。

委員からの主だった意見として、「使用貸借期間が長期にわたることから、将来的に附属病院の経営状態が懸念される」「転貸自体は必要性や有効性があるので進めるべきだが、転貸先の責務を明らかにすることが望ましい」「転貸先を契約当事者とし、成田市、学校法人、一般社団法人の三者契約も検討してはどうか」などがあった。

検討の結果、「本件市有地を学校法人国際医療福祉大学に、医学部の校舎、附属施設及びこれに関連する必要な施設の用地として無償で貸し付けし、医学部新設に必須の附属施設である附属病院の設置のため、一般社団法人成田国際医療都市機構に転貸することは、適当である」と判断された。

また、附帯意見として「学校法人国際医療福祉大学との契約に当たっては、契約の内容等について十分検討を行うこと。特に、転貸の相手方の責任が明確になるよう、精査されたい」と付された。

6 傍聴

傍聴者

3人